

令和元年度の障がい者虐待に係る本市状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 35 条に基づく連携協力体制について、本市が対応した障がい者虐待に係る事例の共有について、令和元年度の状況を以下のとおり報告します。

●養護者による障がい者虐待

事例 1 障がい種類 精神

【相談・申出等】本人から警察へ連絡、警察から福祉課に情報提供
養護者が本人宅に来た際に、養護者の話しかけに本人が答えなかったことから、養護者が本人の左頬、左腕及び指を叩いた。

【対応】

暴力行為について養護者も認めており、身体的虐待と認定しました。暴力行為に至った原因として、本人が家族のお金を使い込み、毎月家族にお金を返す約束をしていましたが、お金を返さずに家電を購入したことを叱ったところ、無視されたことから暴力行為につながったため、本人の自立に向けて、相談支援事業所を紹介し、障害福祉サービスの利用につながりました。

事例 2 障がい種類 精神

【相談・申出等】本人から警察へ連絡、警察から福祉課に情報提供
いつかは忘れたが、今までに養護者から殴られたことがある。

【対応】

本人に詳しく内容を聞きたいと連絡をしても、返事がなく、詳細を聞くことができませんでした。警察からの情報提供より以前から、福祉課に養護者から、本人の問題行動（養護者への暴言・暴力、金銭問題、虚言癖）について相談を受けていたことから、養護者に確認したところ、本人は養護者が家にいるときは自分の部屋にこもり、会うこともないとのことでした。本人の自立に向けて、相談支援事業所を紹介し、障害福祉サービスの利用につながりました。

事例3 障がい種類 精神

【相談・申出等】本人から警察へ連絡、警察から福祉課に情報提供
養護者から体を求められ、拒んだところ、口論になり、養護者から腕を捻られたり、馬乗りになられたり等の暴力行為があった。

【対応】
暴力行為について本人に跡が残っていることや、ケースワーカーに確認した内容から、身体的虐待と経済的虐待と認定しました。本人は離婚をするために、暴力行為があった日から家を出て実家で過ごしていましたが、養護者が実家に来たらどうしたらよいか不安に思っていたので、シェルターや短期入所の利用について説明しました。

事例4 障がい種類 知的

【相談・申出等】本人の近所の方から警察へ連絡、警察から福祉課に情報提供
養護者と口論になり、その際に養護者より平手で頭部を叩かれた。(近所の方より、怒鳴り声が聞こえるため警察に連絡。警察が自宅に行き話を聞いた。)

【対応】
警察が自宅に行った際に、本人が叩かれたことを確認しており、身体的虐待と認定しました。福祉課に来庁いただいたときは仲直りしており、養護者には、こういった行為が障がい者虐待になる旨を伝え、本人には養護者からの暴力行為が続くようなことになれば、相談してもらうように伝え、本人の支援をしている相談支援事業所には定期的に様子を確認してもらうようお願いしました。

●障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

事例1 障がい種類 不明

【相談・申出等】関係者から本市に相談
利用者がトイレ失敗をした際などに、殴る・蹴るなどの暴力があった。それを上司が伏せている。

【対応】
通報自体が、他課にあり、他課から福祉課に情報提供がありました。通報内容自体の情報が具体的な日付も、映像もなく内容が少なく、関係者も匿名で連絡先も不明であるため、詳細も確認できず、事実の確認ができませんでした。事業所には上記の内容の通報があったことを伝えたと、事業所からは「聞き取り調査をしたところ、暴行の事実は確認できなかった。虐待等を発生させないため、定期的な状況確認、職員への啓発（利用者への虐待は絶対に行ってはいけない等の連絡）を徹底していきたい。」とのことでした。

●使用者による障がい者虐待

事例 1 障がい種類 知的

【相談・申出等】本人の補助人から福祉課に相談

本人は 3 年ぐらい前に入社し、これまではアイロンがけを担当していたが 4 月に異動があり、おしぼりを担当することになったが、上司と同僚の 2 人からタオルを投げられたり、「気持ち悪い」・「がいじ」・「死ね」というような暴言を吐かれる。また、実際にお金は渡していないが、「お金をよこせ」ということも言われている。

【対応】

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、速やかに京都府に報告しました。京都労働局より虐待の判断は判定困難と通知がありました。補助人の方からは京都労働局の調査があり、社長がこういう行為はやめようというチラシを作成し、全社員に配布してくれてから、上記のような行為はなくなったと連絡がありました。

事例 2 障がい種類 精神

【相談・申出等】本人から京都労働局へ相談、京都府から福祉課に情報提供
入職時に人から触られることなどが耐えられない等の潔癖症の症状を持ち合わせていることを申告していたにも関わらず、職員から背中を触られた。不愉快で、職員の顔を見るのや同じ職場で働くのが耐えられない。

【対応】

京都労働局より虐待の判断は判定困難と通知がありました。本人からは福祉課にも相談があり、本人と事業所間で上手く折り合いがつくよう市や医療機関も対応しています。